

<第1号議案資料>

平成23年 4月 1日から  
平成24年 3月31日まで

平成23年度(第65年度)  
事業計画書・収支予算書

公益財団法人 三越厚生事業団

## 本年度基本方針

本年度は 昨年10月に申請した新公益法人制度に基づく公益法人移行について 正式に移行認定の交付を受けて、いよいよ4月から「公益財団法人三越厚生事業団」として新たなスタートを切る 歴史的に大変重要な節目の年を迎えます。

三越厚生事業団は、新定款に定める「公衆の健康な生活の維持増進をはかるための公益活動を行うことにより、保健衛生の向上に寄与するとともに、社会公共の福祉に貢献することを目的とする」公益法人として 1947年の財団法人設立主旨に則り、更に飛躍・発展を遂げ 社会の高い評価を得るべき 極めて重い責任を担うこととなります。

さらに、「生活習慣病その他重要な疾病予防に関する健診・診療、調査・研究及び研究助成を行うことにより、健康寿命の延伸、保険医療制度の維持向上等への重要な鍵となる生活習慣病の予防・撲滅に寄与する事業」を実施する法人であると定義するとともに、様々な実施事業すべてがそれぞれ相互関連した一つの公益目的事業である、と改めて定義して事業展開していくこととなります。

本年度は、新公益法人3ヶ年計画の「元年」と位置付け、基本方針を以下のとおり定め、更なる飛躍に向けた基盤整備の諸施策を重点に 実行してまいります。

(新3ヶ年計画における平成23年度基本方針)

1、中長期視点に立脚し 当事業団の実施事業とその内容を再整備します。

- ①健診事業については 量から質への変換を図り、健診精度の向上と迅速なフォローによるクォリティーの高い健診を実現します
- ②診療事業については「生活習慣病の総合相談・健康の維持増進を行う」事業としての特徴をさらに強化します
- ③今後「強化・継続する事業」、「縮小する事業」、「止める事業」を峻別して 事業団が実施する公益目的事業を 更に明確化します
- ④職員の働き方を改革する為に人事・賃金制度を始め諸制度の改正を実施します

2、事業団全体の収支「赤字構造」を解消します

当事業団は ここ数年 事業収入の減少と支出の増大により その不足を過去の一般正味財産から捻出する赤字構造の状況が続いています。いかに基本財産の配当収入を活用して有益な公益事業活動を実施しながら収支のバランスのとれた構造に立て直すか、が最大且つ喫緊の課題であります。 本年度から始まる3ヶ年計画において

- ①診療事業の収益をさらに上げていく為の施策の立案と実行
- ②健診事業の収入面の向上策と支出面の絞り込み策の立案・実施
- ③当事業団実施事業の内容の見直しに依る支出規模の再設定等の主要施策を実行し 収支赤字構造からの脱却を実現してまいります。

## I. 事業計画

定款に定める事業に基づき、本年度 当事業団は以下の4つの事業を柱に据えて事業活動を進めてまいります。

1. 生活習慣病等の疾病の病因・診断・治療及び予防に関する調査研究のための健診ならびに診療事業
2. 生活習慣病等の疾病の予防および健康保持増進のための事業
3. 生活習慣病等の疾病の予防・診断・治療に関する啓蒙、啓発及び普及事業
4. 生活習慣病等の予防、診断、治療に関する研究助成並びに研究者への各種助成事業

### 1. 生活習慣病等の疾病の病因・診断・治療及び予防に関する調査研究のための健診ならびに診療事業

(1) 健診・診療事業は当事業団の事業活動のベースとなる事業であり、両事業の実施を通じて、生活習慣病の予防、撲滅を目的とする研究のための様々な諸データを収集しています。健診では、東京都民、企業・団体の従業員、家庭の主婦ならびに社会福祉施設入居の高齢者等の集団健診を中心に年間約13000名余の、また診療では、年間約26000名余の受診者のデータを収集・蓄積しており生活習慣病等の予防、病因の解明等の研究の貴重な資料として活用しています。

特に当事業団では、健診と診療の連携が深く、生活習慣病健診を契機とした再検査、受療の比率が約3割と高いことが特徴となっており、健診での早期発見、加療を通じた薬物効果の判定や治験等を通して、健診から診療まで一貫してフォローすることが出来ることで、他所では出来ない新たな研究成果をあげています。

(2) 本年度も、こうした事業団としての特徴を最大限活用して、健診と診療の一体運営をさらに強化し、多くの有益な研究を輩出し、生活習慣病の予防、撲滅に寄与してまいります。又、当事業団の研究を円滑に行うためには、一定量の健診・診療データを安定的に入手していくこと、そして予防のための健診自体の質を高めていくことが、何よりも重要であると考えます。

本年度は、その方策として新たに土曜健診を実施し、都内23区の中で最も受療率の低い新宿区の区健診での利用を促進していきます。また、併せて区健診でのオプション検査を積極的に勧奨し、疾病の早期発見と予防に努めます。

また、近隣企業・団体への雇用時健診、定期健診の利用も引き続きアプローチを進めてまいります。

次に、健診の質的向上策として、今までも高感度CRP検査を他の施設に先駆け生活習慣病検査項目として取り上げ成果をあげてきましたように、新しい調査研究目的に必要とされる独自の検査項目を通常の健診項目に付加していくことを検討してまいります。

また、個別オプション検査の充実、医療機器類の有効活用、特にCT検査の効果的活用をさらに進めていきます。

- (3) 新公益財団法人への移行に伴い、従来収益事業としてきた診療事業もその本来的目的に照らして「公益事業」とされ、今後は公益事業1本として事業展開していきます。これを機会に、基幹となる健診・診療事業の収支構造を抜本的に見直し、コストバランスのある適正な収支構造に改めていかねばなりません。本年度を第一期とする「中期3ヶ年計画」の初年度として、競争力のある、そして安定且つ継続的に公益事業を担える強固な経営体質への転換を一段と進めてまいります。

## 2. 生活習慣病等の疾病の予防および健康保持増進のための事業

- (1) 健康保持増進事業も事業団の大きな事業の一つです。

日々の健診、診療そこから得られる様々な成果を活用して、生活習慣病の早期発見、予防の啓発や健康相談、生活指導を的確に行っていきます。大きくは、「相談事業」、「イベント事業」の2つを柱として事業を展開いたします。

相談事業については、今まで実施してきた健診に関する電話相談サービスの実施や個別健康相談、医師による要指導の指摘を受けた受診者に対する管理栄養士による栄養相談、指導等を引き続き行っていきますが、本年度はさらなる受診結果フォローや個別指導の強化、充実に向け新たなプログラムの開発と基盤整備に着手してまいります。

- (2) 健康増進のためのイベント事業は、以下の2つを中心に実施します。

### ①生活習慣病健診報告懇話会の開催

当事業団の研究成果の発表や各企業・健保等の健診委託責任者との定期的会合の場として毎年当該懇話会を実施しており、本年度も昨年同様12月の開催を予定しています。健診委託先の様々なニーズの取り込みや、生活習慣病の研究医療機関としての方針、健診への取組み内容などについて相互理解を深め、受診者の予防知識の向上、健康教育に、ともに協力して取り組んでまいります。

### ②健康イベントの自主開催

本年度は、昨年同様に「減塩をテーマとした講演と試食等の体験イベント」を、女子栄養大学の協力を仰いで年2回、6月と9月に開催を予定しています。同イベントは、昨年始めて実施し、多くの皆様から今後の継続開催の要望をいただいております。現在その内容について検討しているところです。

今後も、こうした生活習慣病の予防・撲滅に向けた有意義なイベントを開発していき、加療者をはじめ東京都民の健康づくり、健康増進に寄与してまいります。

### 3. 生活習慣病等の疾病の予防・診断・治療に関する啓蒙、啓発及び普及事業

#### (1) 医師、コメディカル等の研究成果の外部発表の推進

生活習慣病に関する研究機関として、現場の医療に携わる傍ら、全職員が臨床研究に取り組んでいます。本年度も医師等を中心に学会での演題発表、医療関係者に対する外部講演会、東京都・新宿区医師会との連携による地域医療への貢献等の活動を通じて、新しい医療情報の発信力強化に努めます。今後も医師による質の高い研究の推進と全職員参加の研究成果報告会等を活用して、特色ある研究施設として更なる地歩の確立を目指してまいります。

#### (2) 無料健康セミナー・健康講座の開催

生活習慣病に関する知識や研究成果、その他治療法の改善等、今日的テーマを取り上げ、当事業団医師ならびに著名な外部講師を招聘して、当該セミナー・健康講座を開催します。

本年度は、動員規模400～500名の健康セミナーを年2回、100～200名規模の東京都区内地域巡回方式の健康講座を年3回実施します。昨年に比べ回数は減少となりますが、講演の内容を更に充実することで、聴講者により役立つ身近なテーマにスポットを当てて実施してまいります。

健康セミナー・健康講座の開催日程は次のとおりです。

<開催予定>

健康セミナーの日程	5月、11月	の年2回
健康講座の日程	10月、1月、3月	の年3回

上記のほか、「事業年報の発行」や東京都の生活習慣病キャンペーンと連動した掲示広告の実施、ホームページの刷新などを行い、広報面から生活習慣病の啓蒙、啓発普及を推進してまいります。

### 4. 生活習慣病等の予防、診断、治療に関する研究助成並びに研究者への各種助成事業

当事業団があまり手がけていない生活習慣病の基礎的研究の進展を主たる目的とした「三越医学研究助成」、ならびに若手医学者の育成、研究支援を目的とした「海外渡航費助成」を本年度も継続実施します。

三越医学研究助成は、昭和48年度に創設以来、延べ受賞者数は294名を数え、多くの有益な研究や医学研究者を輩出しています。

本年度は、「生活習慣病その他重要な疾病の予防及び治療方法ならびに基礎的解明に資する研究」のテーマの下、2題の個別課題テーマを設定して公募のうえ、外部審査員による公正な評価審査を行って、助成者を決定してまいります。

また、海外渡航費助成については昨年同様に、本年9月以降海外留学に出立する者、

若しくは本年4月現在海外留学中で留学受入先の研究指導者の推薦がある者について、要件審査ならびにその研究内容について審査の上助成を行います。

各研究助成の公募日程は次のとおりです。

<三越医学研究助成>

①公募スケジュール（予定）

5月	公募開始（～8月末 締め切り）
8月下旬～9月中旬	選考委員会にて審査
9月	助成者決定
11月	助成金授与・贈呈式

②助成金の交付

総額 1000万円

人数、一件当たり限度額等は特に定めず

<海外留学渡航費助成>

①公募スケジュール（予定）

4月	公募開始（6月募集締切）
7月	選考委員会にて審査、助成対象者決定
8月	助成金授与・贈呈式

②助成金の交付

1件 100万円を上限に、総額300万円

人数3名程度とする。

以上 4つの事業は、いずれも密接不可分な関係にあり、これらの事業活動を一連のサイクルとして複合的に事業展開することで、当事業団がめざす生活習慣病の予防、撲滅に寄与するとともに、健康指導の実践・啓蒙、東京都民の健康福祉の向上ひいては公衆衛生の向上に貢献し、真の公益活動の担い手としての責任と役割を果たしてまいります。

## Ⅱ. 管理運営事項

### 1. 評議員会、理事会の開催

平成20年12月の公益法人制度改正に伴い、一般社団・財団法人法で規定された機関の法律上の位置づけが変わることとなりました。

評議員会は、従来は法律上定められた機関ではありませんでしたが（理事・監事の選任機関、重要事項の諮問機関として設置）、新法では、公益財団法人の必置機関として設立者に代わって設立者が意図する目的に沿って、理事が業務運営を行っているかどうか監視し、財団法人の重要事項を決定する権限が法定されている機関として法律上の位置づけが変わりました。

一方、理事会については、新法では法律上の機関とし公益法人の必須機関となり、業務執行の決定や、理事の職務執行の監督、代表理事・執行理事の選定、解職等の役割を担うこととなりました。

当事業団は、3月22日に東京都より正式に公益移行認定の交付をうけ、4月1日の特例民法法人解散登記、公益財団法人設立登記を以って、新しい『公益財団法人』として衣替えいたします。

今後は、定款自治のもと、役員の実任強化が図られますとともに、益々透明且つ法令や倫理等に則った適切な法人運営が重要となってまいります。

こうした時代の要請、コンプライアンス面での対応、そして何よりも公益法人としての自らの使命を果たすべく、職員一同、心を一つにして業務運営に邁進してまいります。

本年度の評議員会、理事会の開催は次のとおりです。

#### <評議員会>

評議員会は、『定時評議員会』と『臨時評議員会』の2種とします。

①定時評議員会 年1回6月に開催。

②臨時評議員会 必要に応じて随時開催。

事業計画及び収支予算の審議は原則として3月臨時評議員会で行います。

#### <理事会>

理事会は、年3回以上、原則として3月、6月、11月に開催します。

### 2. その他

4月1日付で、当事業団の出損先である株式会社三越伊勢丹ホールディングス傘下の百貨店事業会社である「株式会社 三越」と「株式会社 伊勢丹」の首都圏事業会社の統合が予定されています。

平成23年度収支予算書(正味財産増減計算ベース)

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計		法人会計	合計
	公1			
	生活習慣病研究事業			
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	136,679,000			136,679,000
基本財産受取配当金	136,679,000			136,679,000
② 特定資産運用益	4,963,000			4,963,000
特定資産受取利息	4,963,000			4,963,000
③ 事業収益	523,651,000	11,349,000		535,000,000
健診研究事業収益	345,151,000	11,349,000		356,500,000
生活習慣病事業収益	273,151,000	11,349,000		284,500,000
雇用時健康診断料	8,000,000			8,000,000
定期健康診断料	25,000,000			25,000,000
区健康診断料	39,000,000			39,000,000
診療研究事業収益	161,000,000			161,000,000
診療報酬	150,600,000			150,600,000
自費	6,500,000			6,500,000
再検査料	400,000			400,000
精密検査料	3,500,000			3,500,000
健康増進普及事業収益	17,500,000			17,500,000
健康相談事業収益	17,500,000			17,500,000
④ 雑収益	12,274,000			12,274,000
受取利息	10,000			10,000
有価証券運用益	1,990,000			1,990,000
債券24運用益	1,490,000			1,490,000
債券30運用益	500,000			500,000
雑収益	10,274,000			10,274,000
⑤ 受取補助金等	2,898,000			2,898,000
受取補助金等振替額	2,898,000			2,898,000
経常収益計	680,465,000	11,349,000		691,814,000
(2) 経常費用				
① 生活習慣病研究事業費	746,196,000			746,196,000
役員報酬	26,050,000			26,050,000
給料手当	205,870,000			205,870,000
基準外給料	1,048,000			1,048,000
賞与	34,514,000			34,514,000
役員退職慰労引当金繰入額	1,700,000			1,700,000
退職給付費用	8,939,000			8,939,000
賞与引当金繰入額	20,709,000			20,709,000
福利厚生費	43,619,000			43,619,000
旅費交通費	8,741,000			8,741,000
研究研修費	4,000,000			4,000,000
臨時雇賃金	29,860,000			29,860,000
通信費	3,509,000			3,509,000
交際費	658,000			658,000
業務委託費	10,864,000			10,864,000
什器備品費	1,095,000			1,095,000
割賦・機器リース料	30,823,000			30,823,000
リース支払利息	739,000			739,000
検査・材料費	52,500,000			52,500,000
薬品費	6,500,000			6,500,000
消耗品費	10,753,000			10,753,000
修繕費	22,230,000			22,230,000
印刷製本費	6,541,000			6,541,000
水道光熱費	6,618,000			6,618,000
借室料	97,254,000			97,254,000
保険料	428,000			428,000
租税公課	13,400,000			13,400,000
共益費	33,471,000			33,471,000
清掃費	1,799,000			1,799,000
雑費	6,032,000			6,032,000
巡回健診研究事業費	1,700,000			1,700,000
医学研究助成金	10,000,000			10,000,000
海外渡航助成金	3,000,000			3,000,000
助成金選考謝礼金	500,000			500,000
健康セミナー費	6,750,000			6,750,000
健診報告懇話会費	500,000			500,000
相談研究事業費	1,000,000			1,000,000
広報費	6,600,000			6,600,000
建物造作減価償却費	4,500,000			4,500,000
建物付属設備減価償却費	7,770,000			7,770,000
器具備品減価償却費	5,703,000			5,703,000
有形リース資産減価償却費	7,909,000			7,909,000
② 管理費		11,349,000		11,349,000
役員報酬		7,680,000		7,680,000
給料手当		621,000		621,000
基準外給料		3,000		3,000
賞与		105,000		105,000
役員退職慰労引当金繰入額		300,000		300,000
退職給付費用		31,000		31,000
福利厚生費		237,000		237,000
賞与引当金繰入額		63,000		63,000
旅費交通費		59,000		59,000
会議費		500,000		500,000
交際費		42,000		42,000
通信費		42,000		42,000
什器備品費		6,000		6,000
割賦・機器リース料		122,000		122,000
リース支払利息		11,000		11,000
消耗品費		48,000		48,000
修繕費		71,000		71,000
印刷製本費		59,000		59,000
水道光熱費		33,000		33,000
借室料		586,000		586,000
業務委託費		387,000		387,000
保険料		2,000		2,000
共益費		161,000		161,000
清掃費		10,000		10,000
雑費		118,000		118,000
有形リース資産減価償却費		52,000		52,000
経常費用計	746,196,000	11,349,000		757,545,000
評価損益等調整前当期経常増減額	▲ 65,731,000	0		▲ 65,731,000
基本財産評価損益等				
特定資産評価損益等				
投資有価証券評価損益等				
評価損益等計	0	0		0
当期経常増減額	▲ 65,731,000	0		▲ 65,731,000
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0		0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0		0
当期経常外増減額	0	0		0
当期一般正味財産増減額	▲ 65,731,000	0		▲ 65,731,000
一般正味財産期首残高	707,000,000	0		707,000,000
一般正味財産期末残高	641,269,000	0		641,269,000
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	0			0
一般正味財産への振替額	2,898,000			2,898,000
当期指定正味財産増減額	▲ 2,898,000	0		▲ 2,898,000
指定正味財産期首残高	13,796,000,000	0		13,796,000,000
指定正味財産期末残高	13,793,102,000	0		13,793,102,000
III 正味財産期末残高	14,434,371,000	0		14,434,371,000